平成21年10月から　住民税の年金からの引き落とし（特別徴収制度）が始まります。

年金所得に係る住民税を納める必要のある方は、これまで年４回、市役所や金融機関等に出向き、住民税を納めていただいていましたが、この制度により、年金を支給する年金保険者が住民税を年金から引き落とし、市へ直接納入することになります。このことにより、年金受給者のみなさんの納税の手続きが省かれます。

新たな税負担が生じるものではありません。

住民税の年金からの引き落とし（特別徴収制度）の導入は、
納税方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。

４月１日現在65歳以上の年金受給者のうち住民税の納税義務のある方が対象です。

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「４月１日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方」です。ただし、次の方については、対象となりません。

◇介護保険料が年金から引き落としされていない方
◇引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方　等

◎引き落としの対象となる年金とは

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等が対象の年金となります。障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

◎引き落としされる住民税額は

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得等の金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

◎引き落としが停止となる場合は

引き落とし決定後、朝霞市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが停止となり、普通徴収（納付書により市役所や金融機関などで納める方法）により納めていただくことになります。

（例）住民税の年税額が６万円（年金所得のみ）の場合

これまでの納め方

	納付書で納める（普通徴収）			
月	６月	８月	10月	１月
税　額	１万５千円	１万５千円	１万５千円	１万５千円
算出方法	１／４	１／４	１／４	１／４

年税額の１／４ずつ納付書で納めていただいていました。

平成21年度の納め方（特別徴収１年目）

	納付書で納める（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）		
月	６月	８月	10月	12月	２月
税　額	１万５千円	１万５千円	１万円	１万円	１万円
算出方法	１／４	１／４	１／６	１／６	１／６

６月と８月は年税額の１／４ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・２月は年税額の１／６ずつを引き落とします。

平成22年度以降の納め方（特別徴収２年目以降）

	年金から引き落とし（特別徴収）					
月	４月	６月	８月	10月	12月	２月
税　額	１万円	１万円	１万円	１万円	１万円	１万円
算出方法	前年度2月と同じ額（仮徴収）			22年度の年税額の残り１／３ずつ		

４月・６月・８月は、前年度の２月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・２月は、年税額から４月・６月・８月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります。

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。平成21年度の住民税額のうち半分については、平成21年６月と８月に、これまでどおり納付書で納める方法となります。

公的年金特別徴収制度 Q&A

Q1

給与からも住民税が引かれていますが、納付書や年金でも支払うと2重払いにならないですか？

A

年金からの引き落としの対象となる方で、給与収入がある方の場合、給与からも住民税が引かれ、納付書でも納付し、年金からも引き落としされる状況になることがあります。これは、給与支払者が給与分の住民税を給与から天引きし、年金分は今回新たに始まる年金からの引き落としがなされることによります。これまでは給与から年金分の住民税も合わせて天引きすることができたのですが、今回の制度開始によって、年金分の住民税は、原則、年金からの引き落としによって納税いただくこととなりました。ただし、このことにより、新たな税負担が生じることはなく、あくまで納税いただく合計額は、制度開始前の計算方法で算出した額と同額となります。

Q2

年金からの引き落としの場合、納付書での納付は2回だけと聞いていますが、4回分入っていたのは何故ですか？

A

新たに年金からの引き落としの対象となる方は、納付書で1期（6月末納期）と2期（8月末納期）の2回納付し、10月からは年金からの引き落としが開始となります。しかし、年金以外の所得がある方で、その所得に対しても住民税が課税される場合、その分は納付書で納付いただくこととなります。具体的には、1期と2期の納税額は、年金分の年税額の1／2にあたる額と年金以外の所得に対する年税額の1／2にあたる額となり、後半の3期（10月末納期）と4期（1月末納期）の納税額は年金以外の所得に対する年税額の1／2にあたる額となります。

Q3

いままでどおりの方法で年金分の住民税を納付できますか？

A

年金からの引き落としの対象となる方については、いままで年金分の住民税が給与から合わせて天引きされていた方、納付書で納付いただいていた方、口座からの引き落としにしていただいていた方、のいずれも年金からの引き落としの方法で納税いただくようになり、現時点では他の方法で納税することはできません。

Q4

私は65歳未満です。これまで給与と年金にかかる住民税は給与から合わせて天引きされていましたが、納付書が届きました。この納付書は間違って届いたものですか？

A

今回、年金からの引き落とし制度が始まることにより、年金収入に対する住民税は、給与天引きの方法で納税することができなくなりました。そのため、ご不便をおかけしますが、年金分の住民税は納付書でお納めください。なお、口座振替による納付方法もありますので、お気軽にご相談ください。

Q5

私は65歳の単身者で、年金収入が150万円ですが、私の年金からも住民税が引き落とされますか？

A

65歳以上の単身者の方で、収入が公的年金のみで、その金額が155万円以下の方は、住民税は課税されません（非課税）ので、年金から住民税が引き落とされることはありません。なお、非課税となる基準は扶養親族（控除対象配偶者および扶養親族の人数）の人数等によって異なり、その基準額は以下のとおりとなります。

- **扶養親族〈0人〉の場合、公的年金収入金額が〈155万円以下〉**
- **扶養親族〈1人〉の場合、公的年金収入金額が〈211万円以下〉**
- **扶養親族〈2人〉の場合、公的年金収入金額が〈246万円以下〉**
- **扶養親族〈3人〉の場合、公的年金収入金額が〈281万円以下〉**

問い合わせ／課税課　内線2233～7　☎048-463-2852～3（直通）